

私人教連 かんさい

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目1番39 新谷町第2ビル102号
TEL(06)4303-5400 FAX(06)6763-3206
k-shidai@ksfpu.main.jp http://ksfpu.jimdo.com/
発行:関西地区私立大学教職員組合連合

No.184 2023年5月30日

CONTENTS

- | | |
|----|----------------------------------|
| 1面 | 関西福祉科学大の非常勤講師の雇止めは不当 |
| 2面 | 組合員を増やし、要求を実現しましょう！ |
| 3面 | 学費負担の軽減を求める署名用紙が完成しました |
| 4面 | 北山エリアアリーナ問題をめぐる動きと学生有志の会の活動 |
| 5面 | 改正私法活用のポイント② |
| 6面 | ひとこと言わせて 東京私大教連主催の財政分析学習会に参加しました |
| 7面 | 文科省等の諸会議、発表資料 私大教連の動き |
| 8面 | 組合拡大に！共済活用のすめ |



原市）の非常勤講師（組合員）が5年での無期転換権が発生する直前の2021年3月末に雇止めになった事件で、5月19日に京都地裁で判決が下されました。判決は、雇止めは無効で労働契約上の地位にあること、原告に対して大学は2021年4月から現在までの賃金を全額支払え

との内容でした。大きな勝利判決です。

不可思議な雇止め理由

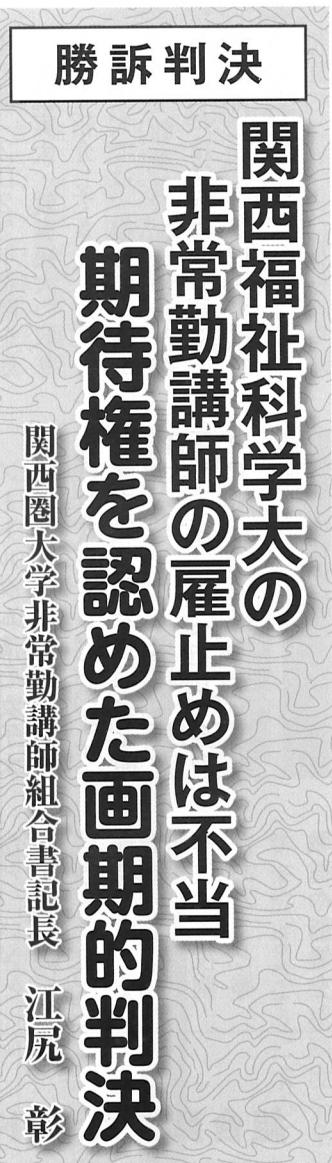
その後の団体交渉で、組合から大学がこれまで原告に対して、この2つの問題で注意や指導をおこなつたことがあらかと追及しました。これに

として、この2つの雇止めは、裁判所はそのように判断しました。裁判所はそのように判断しました。裁判所はそのように判断しました。

勝訴判決

関西福祉科学大の非常勤講師の雇止めは不当

関西圏大学非常勤講師組合書記長 江尻 彰



雇止め事件は、原告が2020年9月に大学から呼び出され、次年度に無期雇用転換権が発生するのでクリーリング期間を置くよう言われてから始まりました。原告は、ただちに非常勤組合に相談し、組合は、クリーリングは違法なので拒否するようアドバイスしました。また、原告は大阪労働局にも相談しました。原告は大学のクリーリング提案を拒否しました。

すると12月になつて原告は大学から再び呼び出され、次年度は契約しないと雇い止め通告を受けました。組合から雇止めの理由についての回答を出すと、大学はようやく雇止めの理由として「授業アンケートが悪い」「不合格者の比率が高い」の2つの理由を挙げてきました。

京都地裁判決では、原告は同大学とそれまで4回契約更新しており、しかも担当科目が基礎英語なのでこの科目が当面、廃止される可能性はほとんどない。このため次年度も労働契約法19条2項の契約更新の期待権があると判断しました。

そして挙げている「授業アンケートが悪い」「不合格者の比率が高い」の2つの理由を挙げてきました。

これまでの判例では大学の非常勤講師は複数大学に勤務しているため個別大学での契約更新の期待権は弱いと言われてきました。今回の裁判でも大学側は、判例がないことを強力に主張してきました。

今回の判決は、複数大学に勤務している非常勤講師にも契約更新を繰り返していくれば契約更新の期待権があることを認める画期的な判決で、今後の同様の裁判によき判例となります。

アンケートの目的外使用は許されない！

このまでの判例では大学の非常勤講師は複数大学に勤務しているため個別大学での契約更新の期待権は弱いと言われてきました。今回の裁判でも大学側は、判例がないことを強力に主張してきました。

今回の判決は、複数大学に勤務している非常勤講師にも契約更新を繰り返していくれば契約更新の期待権があることを認める画期的な判決で、今後の同様の裁判によき判例となります。

期待権を認めた画期的判決

これまでの判例では大学の非常勤講師は複数大学に勤務しているため個別大学での契約更新の期待権は弱いと言われてきました。今回の裁判でも大学側は、判例がないことを強力に主張してきました。

今回の判決は、複数大学に勤務している非常勤講師にも契約更新を繰り返していくれば契約更新の期待権があることを認める画期的な判決で、今後の同様の裁判によき判例となります。

ケート」についても、悪いところもあるが良いところもあり特段に問題があるとは言えない、「不合格率が高い」問題についても、原告は大学の言っている採点基準に基づいて採点しており、不合格率が20%についても雇止めの理由になるほどの高さではないと判断しています。

そして、この2つの雇止め理由は契約の更新期待権がなくなるほど大きな程度ではないとして、雇止めは不当と判断しました。ただし、この雇止めが無期雇用転換逃れであるとの原告の主張についても、裁判所はそのように判断しました。裁判所はそのように判断しました。

あるとの原告の主張についても、裁判所はそのように判断しました。裁判所はそのように判断しました。

あるとの原告の主張についても、裁判所はそのように判断しました。裁判所はそのように判断しました。